

新たな「高齢社会対策大綱」の案に関する意見募集の結果について

令和6年9月13日

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付

高齢社会対策担当

新たな「高齢社会対策大綱」の案について、令和6年9月5日（木）から令和6年9月9日（月）まで御意見を募集したところ、47件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったことなどから取り上げていない御意見についても、関係省庁に共有の上、今後の執務の参考とさせていただきます。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも、高齢社会対策の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 意見募集の概要

意見募集期間：令和6年9月5日（木）から9月9日（月）まで

意見提出方法：インターネット上の意見提出フォーム、郵送

2. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

※ 意見数は47件（なお、いただいた御意見等のうち、同様の趣旨の御意見等は適宜集約し、パブリックコメントの対象となる事項についてのみの考え方を示しております。）

新たな「高齢社会対策大綱」の案に関する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>基本的方向性において、「65 歳以上の就業者数は 20 年連続で前年を上回って」いる一方、「一人暮らしの人や認知機能が低下する人等のさらなる増加が見込まれるとともに、人と人とのつながりの希薄化や、望まない孤独・孤立に陥るリスク」との認識のもと、3つの基本的な考え方に則り高齢社会対策を推進すべきとされているが、高齢者を 65 歳以上とする各種制度に疑問がある。</p> <p>「約 20 年間で、平均寿命は男女共に約 3 歳延伸している。また、医学的にも、様々な科学的根拠を基に高齢期の人々の体力的な若返りが指摘されて久しい」との観点から、65 歳以上を高齢者とする定義の変更を求める。</p>	<p>「高齢者」の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義はないところです。その上で、P.5 において、「長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個人によって様々であり、その程度にもグラデーション」があり、「高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、」それらの実態に基づいてきめ細かく施策を展開することを基本的考え方の一つに掲げているところです。</p>
<p>高齢期向けの施策に大手を振って取り組むことは、経済的な打撃につながるため、避けるべきである。</p>	<p>P.1 の大綱策定の目的において、「高齢社会対策」とは、「増加する高齢者を支えるための取組」だけでなく、「全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組である」としており、そのような観点から、「第 2 分野別の基本的施策」において、各般の施策を盛り込んでいるところです。</p>

<p>高齢者の経験や知識を活かし、子育て支援などで現役世代を助ける互恵的な仕組みを構築してほしい。</p>	<p>P.1の「大綱策定の目的」に、年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指していくことが必要であるとしているところです。</p> <p>このような考え方の下で、高齢期においても社会や他者との積極的な関わりを持ち続けられるようにする観点から、例えば、P.24において、子育て支援を含む地域社会の課題解決に取り組むためのプラットフォームの構築や活用の促進を盛り込んでいるところです。</p>
<p>P.4 (1) 「年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」とあるが、身体の弱い高齢者にまで労働を強いることがないようにしてほしい。</p>	<p>P.1の「大綱策定の目的」に、年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指していくことが必要であるとしているところです。</p> <p>また、P.4(1)において、「あらゆる世代が年齢に関わりなく、それぞれの希望に応じて、活躍できる社会」の構築に向けて取り組むこととしており、その際、「活躍の姿は一律ではなく、個々人の心身の状況等に応じて、様々な健康や活躍の姿があることに留意しつつ、必要に応じたサポートも受けながら、自立して主体的に活躍の在り方を選択していけるようにする」こととしております。</p>

<p>本大綱は、主に自らの意思で（十分な）判断ができる（とされる）高齢者を想定したものだと考えるが、自らの意思で十分な判断ができない高齢者についての言及が十分ではないように思われるため、しっかりとした議論をし、大綱に反映させて欲しい。</p>	<p>P.4に記載のあるとおり、大綱では、「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」を基本的考え方の一つに挙げており、その中で、「活躍の姿は一樣ではなく、個々人の心身の状況等に応じて、様々な健康や活躍の姿があることに留意しつつ、必要に応じたサポートも受けながら、自立して主体的に活躍の在り方を選択していけるようにする」こととしており、そのための各般の施策を盛り込んでいます。</p>
<p>P.8 1(1)2 「副業・兼業については、労働者の健康確保に留意しつつ、普及促進を図る」とあるが、本業についても、健康確保等の労働者の権利を守りつつ、柔軟な働き方を普及してはどうか。</p>	<p>企業等における高齢期の就業の促進に当たって、P.9に記載のあるとおり、高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減策の取組を進めることとしております。</p>
<p>高齢者の就労においては「安全と健康の確保」が依然重要な課題であり、事業者に対して更なる働きかけを行うべきである。</p>	<p>企業等における高齢期の就業の促進に当たっては、P.9に記載のあるとおり、高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減策の取組を進めることとしております。</p>

<p>「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」の議論で言及されていた在職老齢年金制度について、大綱案では明記されていないが、記載すべきではないか。</p>	<p>今回の大綱においては、公的年金制度について、「働き方に中立的な年金制度の構築を目指して、更なる被用者保険の適用拡大等に向けた検討を着実に進める」としています。</p> <p>在職老齢年金制度の見直しについては、政府として現時点でその方針が決まっているものではなく、今後、厚生労働省の審議会において本年末頃にかけて検討が進められることとなっており、今回の大綱では明示的には記載していません。</p>
<p>介護保険制度の持続可能性を重視する姿勢は評価できるが、現役世代の負担軽減や世代間格差の解消という観点からは、さらなる具体策が必要だと考える。</p> <p>介護予防に重点を置き、将来的な介護需要の抑制を図ることで、現役世代の負担増を抑えてほしい。</p>	<p>P. 13において、(1)健康づくりの総合的推進の柱の一つとして、②介護予防の推進に関する施策を盛り込んでいるところです。</p>
<p>“地域包括ケアシステム構築の深化・推進”において、在宅介護が前提となっているように思われるが、在宅介護は労働集約的なサービスであり、人口動態、高齢化率の推移から維持は困難であるように思われるため、公的介護は大規模施設での介護を本筋とし、在宅介護はあくまでも多めの負担ができる人の選択肢くらいにとどめておくべきではないか。</p>	<p>P. 13 ①地域包括ケアシステム構築の深化・推進において記載しているとおり、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅介護も含めて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を一層進めていくこととしております。</p>

<p>AI や IoT などの技術を活用し、介護サービスの質を維持しつつコストを削減する取り組みを推進してほしい。</p>	<p>P. 14 において、(2)持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実の柱の一つとして、③介護サービスの質の向上を掲げており、介護テクノロジーの導入や定着に向けた支援等により、介護現場の生産性向上を一層推進するとしているところです。</p>
<p>介護と仕事の両立支援をさらに強化し、現役世代が介護を理由に離職せざるを得ない状況を改善してほしい。</p>	<p>P. 15 の④仕事と介護の両立支援において記載のとおり、仕事と介護の両立に向けた各種取組を進めてまいります。</p>
<p>企業の取り組みとして介護離職対策や若年性認知症の方の就労継続などの取り組みが明記されていない。大綱としてこの視点では不十分ではないか。</p>	<p>大綱は、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定めるものです。</p> <p>P. 15 において、(2)持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実の柱の一つとして、④仕事と介護の両立支援において関係施策を盛り込んでいるところです。</p> <p>また、(4)認知症施策の総合的かつ計画的な推進として、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえて、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を実現するため、「認知症施策推進基本計画」を策定し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図る旨を記載しております。</p>

<p>後期高齢者の医療費の窓口3割負担（「現役並み所得」）の判断基準の見直しについて、負担引き上げにより、必要な医療サービスを控える後期高齢者が増えないよう、慎重な分析と検討を求める。</p>	<p>後期高齢者の窓口3割負担（「現役並み所得」）の判断基準の見直し等については、P. 15 「(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営」に記載しており、昨年12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革の工程）」で示されているとおり、2028年度までに検討を進めることとしております。</p>
<p>後期高齢者について、医療費の窓口負担を3割とすべきである。</p>	<p>後期高齢者の窓口3割負担（「現役並み所得」）の判断基準の見直し等については、P. 15 「(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営」に記載しており、昨年12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革の工程）」で示されているとおり、2028年度までに検討を進めることとしております。</p>
<p>P. 15 認知症施策の総合的かつ計画的な推進 認知症の最大のリスクは加齢であり、進行すれば摂食・嚥下機能や身体機能の低下を招く。こうした現実を広く知らしめた上で、患者の医学的データではなく、体験を改善するような医療・社会制度を構築してほしい。</p>	<p>(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進として、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえて、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会を実現するため、「認知症施策推進基本計画」を策定し、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図る旨を記載しております。</p>

<p>P. 16 2(4)</p> <p>「認知症サポーター」「学校教育(中略)理解の増進等を図る」とあるが、認知症患者への対応によってこども・若者への過度の負担が生じていないかという観点から、学校教育等は抑制的にしてほしい。</p>	<p>P. 21(1) 加齢に関する理解の促進において、「社会全体で加齢について学び、世代間の理解を促進するとともに、加齢を自分事として捉え、高齢期に向けて必要な備えを行うことが重要」であるとの観点から、学校教育等における認知症の人等を含む高齢者への理解の増進等を図るとしているところです。</p>
<p>75歳となったら ACP は義務とし、本人が希望しない限りその後の積極的な治療は控えるべきである。</p>	<p>ACP については、P. 17 に記載しているとおり、患者の相談に適切に対応できる人材の育成等による体制整備を行うとともに、国民向けの情報提供・普及啓発を進めることとしております。</p>
<p>P. 17 2(7)</p> <p>孤独・孤立対策では支援を望まない人にも支援するかのように記載されるが、本人の意思を尊重して支援不要な方には支援しないことなど、限りあるリソースを過剰に費消しない取組とすることが好ましいと記載してはどうか。</p>	<p>P. 17(7)「身寄りのない高齢者への支援」において、支援を必要とする方に対して必要な支援を行う観点から、「地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する」こととしております。</p>
<p>身寄りのない高齢者への支援について、すでに一部の市区町村が取り組んでいるように、身寄りがない高齢者等の意思・意向の確認及びその情報の保管について、市区町村の役割を明示すべきである。</p>	<p>P. 17 の身寄りのない高齢者への支援において、身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取り組み事例を収</p>

	<p>集し、情報提供を行うこと等を通じて、市区町村の取組を後押ししていくこととしております。</p>
<p>P18 (7)末尾 文末にある「の新たな遺言の方式に関する規律」は、「新たな遺言の方式に関する法規」などに修正するのが適切ではないか。</p>	<p>当該箇所は、法制審議会第199回会議（令和6年2月15日開催）における諮問事項の記載ぶりを踏まえたものであり、新たな遺言の方式に関する法律の関連規定を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討するという趣旨となります。</p>
<p>「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」の議論で言及されていた「社会的処方」は、高齢者のフレイル予防にかなりの効果があると考えており、大綱案では「社会的処方」は明記されていないが、ぜひ取り組んでいただきたい。</p>	<p>いわゆる「社会的処方」については、P.19において、「医療現場等から患者等を地域の社会資源やコミュニティ資源へつなぐ取組」として、明記しているところです。</p>
<p>公務員特別職の民生委員や保護司等の方々が担われてきた社会奉仕活動をどうしていくのかについて言及があってもよいかもしれない。</p>	<p>民生委員については、P.19に記載しているとおり、居住要件の緩和に関する検討を行うとともに、市区町村における地域の実情に応じた多様な選定方法を推進することにより、幅広い世代からの担い手の確保を図ることとしております。</p> <p>保護司については、P.38に記載があるとおり、持続可能な保護司制度を確立する観点から、保護司が安心して活動を行うことができる環境整備を進めるとともに、保護司活動インターンシップや保護司</p>

	<p>セミナーの実施等の取組を進め、幅広い世代からの担い手の確保の強化を図ることとしております。</p>
<p>民生委員が活動しやすい環境整備が様々なところから指摘されており、これからの高齢社会対策の上でも重要不可欠であることから、P. 19の「住民の身近な相談相手である民生委員について、」の後に、「活動しやすい環境整備や、」を追記してほしい。</p>	<p>P. 25において、「地域住民を支援する専門職や NPO 等、多様な社会参加活動の担い手が活動しやすいよう、環境の整備を図る」としており、「地域住民を支援する専門職や NPO 等」に民生委員も含まれるところです。</p>
<p>「大学などの高等教育機関」における学びの機会について、高等教育機関に限定せず、広く学び直しや新しい技能の獲得を後押ししてはどうか。</p>	<p>学習機会の充実については、P. 23 に④身近な場やオンラインでの学習機会の充実を掲げており、地域における学びの場の充実を図る観点から、公民館等の社会教育施設における多様な学習機会の提供を図るとともに、老人福祉センターや老人クラブを始めとした地域の身近な施設やコミュニティにおける自主的な取組の奨励を盛り込んでいるところです。</p> <p>また、P. 7 の①高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進において、勤労者が将来のキャリアを考えながら、自律的・主体的に学習内容や習得スキルを選択できることが重要であり、個々人に合った職業人生を通じたキャリア形成支援を推進することとしています。</p>

<p>P. 22 3(2)2 社会保障への理解は、若者や現役世代だけではなく、高齢者も含めた全ての方が深めることが重要と明記してはどうか。 本案でも「国民一人一人が」と記載してその趣旨を示しているが、周囲の文が、「あらかじめ備え」のように、若者等を念頭に置くため、高齢者等の理解増進も重要であることが分かりづらい。</p>	<p>P. 22 の②社会保障教育及び金融経済教育の推進において、「国民一人一人が、社会保障における給付と負担は表裏一体のものであるとの認識の下、当事者意識を持つことが重要」であり、高齢者を含め、「ライフステージに応じた啓発の充実を図る」としているところです。</p>
<p>P. 26 3(3)2 「NPO 法人等の非営利法人の活動基盤強化」としながら「認定 NPO 法人」に対する寄付に限って促進する理由を追記して説明してはどうか。</p>	<p>認定 NPO 法人に対する寄附については、各種税制上の優遇措置が伴うため、「情報発信等を通じて周知」することとしております。 「寄附の促進」を図る対象については、認定 NPO 法人だけでなく、それ以外の NPO 法人等についても含まれるところです。</p>
<p>地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）について、採算の悪化により地域公共交通の撤退、廃止が相次ぎ、運転手も不足しているが、どのように「リ・デザイン」（再構築）を加速化するのか。</p>	<p>昨年改正した、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の制度や、共創・MaaS 実証プロジェクトなど予算面での支援も通じて、自治体と交通事業者等による連携・協働の取組を促していくこととしております。 また、本年5月の「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめを踏まえて、「地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針」を策定し、多様な関係者の連携・協働を具体的な取組に結び付けていくに当たって、留意すべき基本的な事項を示したところです。</p>

	<p>さらに、本年7月に『国土交通省「交通空白」解消本部』を立ち上げ、全国の「交通空白」の解消に向けて、自治体や交通事業者等とも連携し、公共ライドシェアの導入促進等について、国土交通省の総力を挙げて取り組んでいくこととしており、こうした制度・予算等を活用しながら、リ・デザインを加速化し、地域の移動の足を確保していくこととしております。</p>
<p>自動運転に関しては高齢者のみならず、ドライバー不足など労働者の問題も解決する可能性の高い技術であるため早期の実用化をお願いしたい。</p>	<p>自動運転の社会実装が確実に進むよう、「モビリティ・ロードマップ2024」に基づき、関係府省庁が連携して、必要な施策を着実に実施してまいります。</p>
<p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が2023年に制定され、関係省庁が取組を進めていること、高齢者施設等で、性的マイノリティである利用者が困難や差別に直面する事例が報告されて、職員教育や組織的マネジメントの必要性・重要性が提起されていることから、P.30の「女性、若者、高齢者、障害者」の後に、「性的マイノリティ」を明記してほしい。</p>	<p>P.30の記載は、「女性、若者、高齢者、障害者等、誰もが居場所と役割をもって活躍できるコミュニティづくり」としており、性的マイノリティを含め誰もが含まれる記載としているところです。</p>

<p>P. 38 の 10 行目 他の箇所の例にならい、「ひとり」は「一人」としたほうがよい。</p>	<p>御意見を踏まえ、当該部分の「ひとり」は「一人」としました。</p>
<p>P. 45 2(2)(3) 目標、指標を提示するにあたり、その妥当性を示すエビデンスを併せて提示することを明記してはどうか。</p>	<p>御意見は、今後の大綱のフォローアップ等を行う際の参考とさせていただきます。</p>
<p>P. 45 2(4) 「エビデンスに基づく政策形成」は「基本的考え方」や留意事項の初頭にも記載してはどうか。 現状の記載ではエビデンスとして情報の収集分析評価提供のみを行えばよいように読め、エビデンスを基に政策形成することが義務となっていないように読める。</p>	<p>P. 6 の基本的考え方において記載しているとおり、「従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握」し、各般の施策の企画、実施をすることとしています。 また、P. 45 の「推進に当たっての留意事項」の(4)において記載のとおり、「エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること」としております。</p>
<p>なぜ金融経済教育を受けた人の割合や消費者教育講座の実施状況を数値目標としているのか。</p>	<p>金融経済教育については、P. 23 において、自立的で持続可能な経済生活の実現に向けて、一人一人の金融リテラシーを高めることができるよう、金融経済教育の充実を図ることとしており、学校や企業、地域におけるライフステージに応じた学習の機会及び内容の充実を</p>

	<p>盛り込んだところであり、その数値目標として、「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を盛り込んだところです。</p> <p>消費者教育については、P. 23 において、③消費者教育の推進として柱を立てて、地域、家庭等の様々な場を活用した効果的な消費者教育の実施を盛り込んでいるところであり、その数値目標として、地方公共団体における消費者教育講座等の実施割合を盛り込んだところです。</p>
<p>P. 49 P. 22 2に記載の「社会保障教育」についても参考指標を設定してはどうか。</p>	<p>今後、社会保障教育に関する取組を進めるに当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>旧の版が混同されないよう、また作成編集者がわかるよう、表紙に制定年月と、作成主体（内閣府）を明記すべきである。「(第*版)」あるいは「(第*次改訂版)」といった記載もあるとよい。</p>	<p>表紙に閣議決定の日付を入れることとしております。</p>
<p>平成 30 年に策定された高齢社会対策大綱との新旧対照表を掲載してほしい。</p>	<p>高齢社会対策大綱（案）は、現行の高齢社会対策大綱（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定）の一部を改正するものではなく、新たに策定するものであり、構成や内容を大きく変えており、新旧対照表の作成は困難であることから行っておりません。</p>

今回の意見募集は9月5～9日までと非常に短いですが、大綱（案）の内容は多岐にわたるため、募集期間を延長し、広く意見を求めることを希望する。

高齢社会対策大綱案は、行政手続法に基づくパブリックコメント制度の対象ではなく、広く一般から意見を募る観点から任意で意見募集を実施したものでありますが、御意見については参考にさせていただきます。